

考慮して、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(卒業に必要な授業科目の履修と単位数)

第 13 条 リハビリテーション学科の各専攻の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおりとする。

区 分		教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
理学療法学専攻	必修科目	18 単位	34 単位	－単位	52 単位
	選択科目	8 単位以上	6 単位	64 単位	78 単位以上
	合 計	26 単位以上	40 単位	64 単位	130 単位以上
作業療法学専攻	必修科目	18 単位	34 単位	－単位	52 単位
	選択科目	8 単位以上	4 単位以上	75 単位	87 単位以上
	合 計	26 単位以上	38 単位以上	75 単位	139 単位以上

(学修の評価及び単位の授与)

第 14 条 授業科目を履修した学生に対しては、GPA 制度を導入し、学習の成果を A+(90 点以上)、A (80 点以上 90 点未満)、B (70 点以上 80 点未満)、C (60 点以上 70 点未満)、D (60 点未満) の 5 段階で評価し、A+、A、B、C を合格とする。

- 2 成績評価の厳格化のため、成績評価基準に GPA 制度を導入する。
- 3 前項に定める成績評価基準をもとに、履修単位の上限設定 (CAP 制) を行う。
- 4 あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。

(履修届)

第 15 条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を学科長に提出しなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 16 条 専任教員会議が教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき、その大学の授業科目履修を希望する学生があるときは、履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により取得したものとみなすことができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第 17 条 専任教員会議が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第 18 条 専任教員会議が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学又は短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における入学後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第 17 条第 1 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 5 章 試験、卒業及び学位

（試験）

第 19 条 試験は、履修した科目について、学期末に行う。ただし、専任教員会議において特別に認められた授業科目は、この限りでない。

2 前項の試験のほか、専任教員会議の議を経て臨時に試験を行うことがある。

3 正当な理由により受験できなかった者には、専任教員会議で認められた限度内において追試験を行うことがある。

（試験の方法）

第 20 条 試験の方法は、筆記試験による。ただし、授業科目によってはレポート等の提出をもって試験に変えることがある。

(卒業)

第 21 条 本学に 4 年以上在学し、第 11 条に規定する単位を修得した者には、専任教員会議の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(学位)

第 22 条 学長は、前条により卒業を認定された者に対して、学士（理学療法学・作業療法学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関する規定は、別に定める。

第 6 章 入学、休学、退学、除籍、転入及び転学

(入学資格)

第 23 条 本学の学部の第 1 年次に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又はこれに準じる者で、文部科学大臣の認定した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準じる者で、文部科学大臣の認定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条第 4 号の規定により文部科学大臣の認定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程